

(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 8 年 7 月 29 日

福岡県知事

殿

申請者 〒800-0315

住 所 福岡県京都郡苅田町港町30番地の7

氏 名 株式会社河本商事

代表取締役 河本 啓次

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-434-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

別紙1のとおり

事務所及び事業場の所在地

事務所 福岡県京都郡苅田町港町30番地の7

電話番号 093-434-3131

事業場 福岡県京都郡苅田町港町30番地の7

電話番号 093-434-3131

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

別紙1のとおり

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙2のとおり

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

様式第七号の2のとおり

※ 事 務 処 理 欄

(日本工業規格 A列4番)



別紙 1

【事業の範囲】

- 中間処理（破碎）：廃プラスチック類、ガラスくず等（以上2品目については、自動車等破碎物を除く。）紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 以上6品目
- 中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7品目
- 中間処理（脱水）：汚泥（建設汚泥であって、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に基づく特定有害物質の含有量基準に適合するものに限る。） 以上1品目
- 中間処理（造粒固化）：汚泥（建設汚泥であって、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に基づく特定有害物質の含有量基準に適合するものに限る。） 以上1品目

【事業の用に供するすべての施設】

- 破碎施設①：取扱品目 ガラスくず等、がれき類
設置場所 福岡県京都郡苅田町港町31番地先
設置年月日 令和7年3月25日
処理能力 ガラスくず等 320 t／日（8時間）
がれき類 473 t／日（8時間）
許可年月日 令和7年3月19日
許可番号 第671号
- 破碎施設②：取扱品目 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
設置場所 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目4番15
設置年月日 令和元年10月4日
処理能力 （80mmスクリーン使用）
廃プラスチック類 1. 88 t／日（8時間）
紙くず 1. 29 t／日（8時間）
木くず 2. 47 t／日（8時間）
繊維くず 3. 06 t／日（8時間）
- 選別施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目4番15
設置年月日 令和元年10月4日
処理能力 9 t／日（8時間）
- 脱水施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町港町30番7
設置年月日 平成26年10月1日
処理能力 9. 6 m³／日（8時間）
- 造粒固化施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町長浜町5番20
設置年月日 平成28年3月22日
処理能力 304 m³／日（8時間）